

慶弔見舞金規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、慶弔見舞金について定めたものである。

(慶弔見舞金の種類)

第2条 慶弔見舞金の種類は、次のとおりとする。

- ①結婚祝金
- ②出産祝金
- ③傷病見舞金
- ④災害見舞金
- ⑤死亡弔慰金
- ⑥高度障害見舞金

(適用範囲)

第3条 この規程は就業規則に定める社員とする。

契約社員及びパートタイマーは含めないものとする。

(届出)

第4条 慶弔見舞金は支給事由発生後、速やかに所定の「慶弔見舞金申請書」を会社へ届出なければならない。会社が支給事由に応じて公的な証明書の提出を求める場合は応じることとする。(証明書の代金は会社負担とする)

(勤続年数の計算)

第5条 この規程における勤続年数の計算は、採用の日から支給事由発生日までとする。

第2章 結婚祝金

(結婚祝金)

第6条 社員が結婚したときは、次の区分により結婚祝金を支給し会社名及び社長名で祝電を送る。

- ① 勤続3年未満 10,000円
- ② 勤続3年以上 30,000円

(双方社員の場合)

第7条 結婚の当事者双方が社員の場合、前条の祝金は各々に支給する。

第3章 出産祝金

(出産祝金)

第8条 社員及びその配偶者が出産したときは、次のとおり出産祝金を支給する。

1産児につき 10,000円

(死産の時)

第9条 死産の場合は、見舞金として前条の50%を支給する。

第4章 傷病見舞金

(業務上の傷病)

第10条 1 社員が業務上の傷病によって7日以上休職をする場合は次の区分により傷病見舞金を支給する。

①勤続3年未満 20,000円

②勤続3年以上 30,000円

2 療養が長期に及ぶときには、役員会の決定により前項の金額を増額することがある。

(業務外の傷病)

第11条 社員が私傷病により療養するために20日以上休職する場合は次の区分により傷病見舞金を支給する。

① 勤続3年未満 10,000円

② 勤続3年以上 20,000円

第5章 災害見舞金

(災害見舞金)

第12条 社員の住居が被災し、損害を被った場合は、次の区分により見舞金を支給する。

(借家の場合は下記支給額の40%とする)

区分(持ち家)	世帯主	非世帯主
全焼、全壊など	100,000円	50,000円
半焼、半壊など	50,000円	25,000円
一部焼失・損失など	40,000円	20,000円

(複数資格者がいる場合)

第13条 前条において同一世帯の社員が2人以上いるときは、年長者または世帯主に対して支給する。

第6章 死亡弔慰金

(本人弔慰金)

第14条 1 社員が死亡したときは、次の区分により、遺族に対して死亡弔慰金を支給する。

期間	弔慰金
勤続5年未満	100,000円
勤続5年以上	200,000円

2 葬儀の際には、会社名および社長名の花輪または生花を供し、弔電を打つものとする。

(家族弔慰金)

第15条 社員の配偶者や扶養する子、父母などが死亡したときは、次の区分により家族弔慰金を支給する。

区分	勤続3年未満	勤続3年以上
配偶者	20,000円	50,000円
子	10,000円	30,000円
父母	10,000円	20,000円
義父母 祖父母	5,000円	10,000円

2 葬儀に際しては、会社名および社長名の花輪または生花を供する。

3 同一の支給事由について2人以上の有資格者社員がいるときは、年長者または喪主に対して支給する。

(高度障害見舞金)

第16条 社員が公の定める高度障害状態に該当した場合は第14条-1に定める弔慰金の50%を高度障害見舞金として本人又は会社が認めるものへ支給する。

付則

2010年 9月 1日 施行(就業規則から分離)